

新学習指導要領 「公民的分野の改訂のポイント」について

筑波大学人間総合科学研究科 江口 勇治

はじめに

新しい中学校「社会」の内容が、3月告示の中学校学習指導要領において明らかになってきた。ここでは、公民的分野のおもな改訂ポイントを中心に、どのように内容が変わるのかを少しく整理してみたい。

1. 分野の目標から見えること

教育基本法の改正、中央教育審議会答申を受け、目標の(2)に「現代社会についての見方や考え方の基礎を養う」という文言が追加され、これに一部関係して、①政治や経済についての見方や考え方のこれまで以上の一層の重視、②「法や金融についての学習」の充実、③文化や宗教についての理解、④持続可能な社会の視点および社会に参画する資質の育成の必要から課題探求的学習が求められることなどの、学習内容等に関わる変更があった。

ただし、公民的分野の基本的構造は、従前と質的に大きく変わったわけではなく、思考力・判断力・表現力を養い、習得・活用・探究といった知識理解の充実を時代に合わせて行ったとみるべきであろう。

2. 分野の内容から見えること

内容面でも従前との継続性が多々あるが、

改訂により、一定程度変更された点を列記すれば次のようになる。

①文化に関する学習について

教育基本法の「伝統と文化の尊重」「宗教に関する一般的教養」の文言を受け、導入の内容に、(1)「私たちと現代社会」の「ア 私たちが生きる現代社会と文化」が設けられ、文化、伝統、宗教の意義と影響などの観点から、まずは大きく現代をとらえることとされた。なお、グローバル化した社会の特性を前提に、これらの内容については、多様性についてふれる必要を求めている。

②現代社会をとらえるための見方や考え方の基礎を一層養う学習について

同じく導入の(1)の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」が新設され、「物事の決定の仕方」「きまりの意義」の日常生活における事例を学びつつ、「対立と合意、効率と公正など」の現代社会を読みとくために必要な判断の基準となる概念の習得を求めている。またその際「個人の尊厳と両性の本質的平等」「契約の重要性」に気づかせることが大切であるとした。

ところでこの内容は、現代社会をどう見るかを育てるもので、身近な生活で見られる物事の決定の在り方やきまり（ルール、法）などを事例として、そこで行われる事象や規範の基本にある「対立と合意、効率と公正など」

の概念的枠組みや基準を身につけさせることをねらっている。なお、ここで培われた見方や考え方は、その後の政治や経済と密接に関連するため、政治や経済の見方や考え方の基礎と考えられる。

③法や金融についての学習について

「グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大など」の社会経済システムの変容に応じて、内容の(1)および内容の(2)「私たちと経済」、(3)「私たちと政治」では、従前の枠組みを基本的には継承しつつも、「法に関する学習」「金融に関する学習」の充実を図っている。たとえば、前者では「法の意義の理解」「裁判員裁判の理解」などの内容が時代の変化にあわせて充実され、導入されている。また後者では市場経済の固有な見方や考え方の一層の充実と、経済政策における政府等の働きの在り方の理解が求められている。

ところで先記の「現代社会をとらえる見方や考え方」は、「政治や経済の見方や考え方」と密接な関係にあるため、導入で利用した「対立と合意、効率と公正など」や「個人の尊厳」「契約」といったものは、内容の(2)(3)(4)においてより实际的に学ばれることになろう。

④持続可能な社会という視点から探究する学習について

中教審で論点として「持続可能な社会」が示され、教育基本法で社会参画の大切さや公共の精神などの論点が議論されたこともあり、内容の(4)「私たちと国際社会の諸課題」の「イ よりよい社会をめざして」が新設され、いわばオープンエンド的で探究させ整理させ

る内容が設けられた。すなわち「私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題」の探究的な学習の充実が最後に図られる構造にあり、地理や歴史の分野の整理の意味も担うことになる。この他、内容(4)の「ア」では「我が国の安全と防衛及び国際貢献」の面で、国内の変化や「グローバル化」の一層の進展から若干の変化がみられる。

以上がおもな変更点であるが、今回の改訂ではいわゆる「歯止め」となる表現がなくなり、充実した学習活動が求められることになった。そのため、教科書や教師の指導の在り方でもこのことへの対応が求められるのではないだろうか。

その他学習活動全般において、「言語活動の充実」「道徳教育との関連」などの指導上の改善が求められている。

ときに、社会科の授業時数の増加・変更に伴い、公民的分野の学習を「100単位時間」実施することになったが、第三学年の最初に歴史的分野の一部が当てられたこともあるため、公民的分野の時間の設定ではしっかりした計画のもとで展開されることが求められよう。

おわりに

ここでは『中等教育資料』（2008年6月号、ぎょうせい）に記載された「社会」の公民的分野の改訂ポイントの一部を利用して、大まかな変更点を紹介した。この改訂が、子どもたちの学習で真に生きることを期待したい。なお昨年度から非常勤で教科調査官を兼務していることもあり、現時点で描けることを示した。近く出る解説をぜひ参照してほしい。